



## CONTENT

- 3 論説
- 3 前号の補足
- 4 翻訳でお困りですか？ ニーズに合った的確な韓国特許の翻訳を入手しましょう
- 5 EPO 審査官は中国文献資料にどのように対応しているのでしょうか？
- 6 アジアのニュース
- 7 East meets West
- 7 IPscore – 特許ポートフォリオ解析
- 7 PDF/A 間もなく導入：新しい PDF アーカイブフォーマットが 2010 年 4 月に開始
- 8 ユーザーの声でできた GPI
- 8 広域特許解析
- 9 改正 IPC 2010.01
- 10 特許データを利用した技術発展シミュレーション
- 10 公報コーナー
- 11 日本での高官会議、PATSTAT について議論
- 11 2010 年前半のバーチャルイベントカレンダー
- 11 World Patent Information 誌
- 12 その他のニュース



## “Raising the Bar” – 2010 年 4 月 1 日から新たな基準が適用されます

EPO における調査と審査、並びに分割出願の出願期限に関する新規則が 2010 年 4 月 1 日から施行予定です。

Patent Information News 2/2009 でお知らせしたように、EPO の Raising the Bar 構想は、進歩性基準の引上げではなく、最新かつ最良の実例と EPO の進歩性評価を対応させること、並びに、技術分野を問わず一貫性があり明確な進歩性評価の基準を確保することを目的としています。

### クオリティの向上

米国の初代特許庁長官トマス・ジェファソンはかつて、「発明に与えられる排他的権利は、自然権ではなく、社会の利益のために与えられる (The exclusive right to invention [is] given not of natural right, but for the benefit of society.)」と記しました。特許保護により得られるもう1つの側面として挙げられるのが、発明者

がその代わりに提供しなければならない情報です。すなわち、特許出願においては、その発明を当業者が実施できるよう十分に発明を開示しなくてはならないことです。このような「特許情報」が、ジェファソンの言う社会の利益の一部になります。

特許情報が社会にもたらす利益は、そのクオリティに依拠しま

す。特許庁が特許出願の調査と審査を徹底的に行うことで、特許情報のクオリティに影響を与えることができますが、特許出願が出願時の体裁で公開される点で、出願人自身も、特許情報データベースの内容のクオリティの大部分を担う、という1つの義務を負っています。

それでは、発明が明確に記載されていない特許出願が提出されたら、どうなるのでしょうか？ 実のところ、クオリティの喪失には2つの側面があります。1つ目に、イノベーションの公開が曖昧になるので、社会にもたらされる利益は少なくなり、潜在的な競争相手や公衆にとっては、最終的な保護範囲の信憑性が薄くなります。2つ目に、審査官は関連文献の検索にかなりの労力を費やすことになり、サーチレポートの質が低下してしまいます。

そこで、2010年4月から初めての試みとして、発明の明確性を裏付ける調査の段階で、EPOの審査官が出願人とやり取りできるようになります。こうすることで、より関連性が高く、良好な引用先行技術に焦点をあてて審査官が調査を行えるようになり、サーチレポートのクオリティが高くなるでしょう。その上、明確化により、第三者や公衆に対する法的不確実性を低減し、特許情報のクオリティにプラスの影響を及ぼすことができるでしょう。

特許付与手続に積極的に関与する人々—発明者、出願人、弁理士、特許庁—は全員、クオリティ維持の一端を担っています。しかし、近年の傾向では、EPCの要件に則しておらず、要件を満たしていない出願が増えてきています。その結果、これらの出願を

EPCに根本的に適合させるための努力が益々必要になってきています。全ての出願に当てはまるわけではないものの、EPOが扱う基本的な記載不備の多くは、出願前に出願人で補正できたはずであり、補正されるべきであったと言えます。

これまで、調査官が調査すべき主題について釈然としない場合に、明確性を裏付けるために出願人とやり取りできる可能性は全くありませんでした。その望ましくない結果の1つに挙げられるのが、調査業務が必然的に審査段階までずれ込む分、実体審査官が、例えば更に調査を行って、審査中に他の文献を参照しなければならぬことです。このような状況により、調査段階も審査段階も格段に見通しが悪くなります。

#### 調査及び審査の手順

4月1日から実施予定の変更では、調査の焦点をよりの確にし、審査の主題を調査の主題の範囲内に収めることを意図しています。

2010年4月1日以降、調査官が出願人とやり取りできるようになることで、例えば、どの独立クレームを調査するべきかを明確にしたり、或いは、調査/部分的な調査

#### 審査の新ガイドライン

EPOでは、2010年4月1日から利用できる、審査ガイドラインの最新版の申込みを受け付け中です。コピーの申込は [www.epo.org/guidelines](http://www.epo.org/guidelines) まで。EPOウェブサイトでは、改訂ガイドラインのドラフトをご覧になれます。

#### 2010年4月1日から実施されるEPC規則の変更のまとめ

改正後規則	詳細
62条(a)(新規)及び63条	クレームの明確化のため、調査実施前に出願人が審査官の要求により召喚される
137条5項(新規)	EPC 62条(a)及び63条に基づいて調査されなかった主題を導入する補正は、認められない
70条(a)(新規)及び161条	出願人は、審査段階に移行する前に、EPO調査官による調査見解書に対する応答を行わなければならない
137条2項及び3項	出願人は“自発的な”補正を一度だけ行うことができる
137条4項	出願人は、行った補正をすべて明示し、その根拠を出願当初の明細書に基づいて示さなければならない
36条	分割可能な時期に制限を設ける
57条(a)、69条、135条	上記の新規追加規則の幾つかに関する条項
64条	発明の単一性の要件を満たさない場合の追加調査料の納付期限

を全く行わない場合に、特許請求の範囲に該当し得ると解釈するものを明確にしたりできます。

新規則において、出願人は、審査段階に移行する前に、調査見解書に対する応答を行う必要があります。これらの応答は、包袋に収録され、Register Plusで公開される予定です。

審査段階の大部分は現状維持ですが、審査の主題が一度調査された主題から変更されないこと、また、作業を効率的に行うことで特許の保護範囲の明確化に集中できることを更に重視するべく、多くの変更が含まれています。出願人は更に、あらゆる補正と補正の根拠を明示する必要があります。

#### 分割出願の期限

調査及び審査手順の変更と同時に、分割出願の期限が新しくなります。Patent Information Newsの次号では、EPOの分割出願と、新規則による変更に関する話題を扱う予定です。

4月1日から実施される変更に関する情報は、下記EPOウェブサイトでご覧になれます。

[www.epo.org/patents/law/legaltexts/epc/changes-2010.html](http://www.epo.org/patents/law/legaltexts/epc/changes-2010.html)

## 特許情報と欧州の連携

EPO の特許情報政策がかつて 1988 年に最初に採択されて以来、EPO 加盟国との連携はその中核となっています。私達の長年にわたる成功は、この連携なしでは考えられないと言っても過言ではありません。

当初、特許庁間で特許データを確実に定期的かつ効率的に交換し、公に普及させるためには、連携が不可欠でした。加盟国中のパートナーの支援のお陰で、欧州公報のサーバー、そしてとりわけ esp@cenet によってベンチマークを打ち出すことができました。

各加盟国の特許庁と欧州全体で 300 を超える特許情報センターのネットワークは、それぞれのユーザーに近い分、特許に含まれる情報を産業界が効果的に活用して事業に役立てる際の重要な役割を担っています。

したがって、EPO の特許情報チームと欧州の連携チームが1つ

のユニットにまとまっていくことを読者の皆様にお伝えできるのは嬉しいことで、私はこれを先導していきたいと思います。この新しいユニットには、「隣国どうし」すなわち地理的に近い加盟国どうしの連携が含まれており、私達はこれら加盟国との密接な繋がりを維持しています。

EPO と加盟国間のこの連携プログラムは、特許制度を欧州のイノベーションと経済成長にもっと役立つものにし、欧州全体に知識とスキル、専門技術を行き渡らせることを目的としています。特許情報は、欧州全体の「マルチプレイヤー」として活動する加盟国とともに、サービスとアドバイスで産業を支える活動にとって不可欠な要

素です。

この新しいユニットにより、特許情報の分野と、益々活発になっている欧州連携の分野の両方において私達が直面する課題に対処することができます。このような課題の進展を、本誌で定期的に皆様にお伝えできるものと期待しています。



Richard Flammer,  
Principal Director Patent Information

Richard Flammer  
特許情報主席部長

### 前号について

## 前号の補足

Patent Information News の別号は、EPO のウェブサイトのみで公開されており、紙面版では発行されていません。これを見逃した方のために、Patent Information News 4/2009 ([www.epo.org/aboutus/publications/patent-information/news/2009.html](http://www.epo.org/aboutus/publications/patent-information/news/2009.html) でご覧になれます) のハイライトを幾つか紹介します。

### 特許情報のクオリティ

昨年の 11 月にフランスのビアリッツで開催された EPO 特許情報会議 2009 のメインテーマは、クオリティと、多くの特許情報関係者の中で誰がそのクオリティを保証する責任を担っているのかということでした。



「特許のクオリティと特許情報のクオリティは表裏一体です。」 EPO 長官の Alison Brimelow はこのように述べ、IPS Intellectual Property Services AB の Peter de Bellmond 氏は「情報の開示は、全ての特許制度の根幹であり、いわゆる倫理観の問題です」と論じました。異なる立場の意見として、Reinhard Skuhra Weise & Partner GbR の弁理士の Andreas Feichtner 氏が述べたように「特許制度において高い倫理観を求めるのはとて

も理にかなっていませんが、それがクライアントの最善の利益にならない場合、特許弁護士はその責任を問われることもある」ようです。

### 特許付与後の更新料の納付状況掲載と、これが特許情報にとって重要な理由

EPO は、加盟国の毎年の更新料収入の 50% を受け取っています。更新料は、特許庁の「Post-grant 特許付与後更新料管理」部門が徴収しています。この部門が特許情報において重要な役割を担っているのは、或る特定の国における特許の更新料の納付が、その国において特許が有効であることを知る手掛かりとして有用だからです。

### 新しい専門職の登場？

特許情報ユーザー会同盟 (CEPIUG) と特許文献会 (PDG) は、特許情報スペシャリストの専門資格認定の主要項目に合意しました。

### 4 つの ESPACE 製品の終了

EPO は、2009 年末に下記の ESPACE 製品の生産を打ち切りました。

ESPACE ACCESS  
ESPACE FIRST  
ESPACE ACCESS-EPC  
ESPACE WORLD

これらの製品の後継は、GPI (Global Patent Index) になります。詳しくは [www.epo.org/gpi](http://www.epo.org/gpi) をご覧ください。

## 翻訳でお困りですか？

### ニーズに合った的確な韓国特許の翻訳を入手しましょう

His Majesty the lid (50) This is maryeon. In addition, a number of buttons consisting konteulobu (42), the snow Chidoemyeo, water valves inside the objection hucheuk device (Midori City) and the tax system has been put temporarily stored input device (60) with Everything. As soon as the commitment and the tax administration is done watering.

”Royal lids”って何？ Input devices ”with everything”って何？  
 オンラインのインターネット翻訳サービスでの、こんなふうにより上手いかなかった機械翻訳から、オリジナルの韓国特許文献が実際は洗濯機の部品に関するものだと、知る由もありません。

幸い、韓国特許の翻訳が必ずしもこのように不可解な表現でできているわけではありません。「ロスト・イン・トランスレーション」の状態にならずに、韓国特許の的確な英語版フルテキストを入手する方法は沢山あります。1つ目は、KIPIの K2E-PAT サービスで、2つ目は、新登場の韓国語から英語へのマニュアル翻訳サービスです。

### K2E-PAT: 言葉の壁を打ち破る機械翻訳

#### 1979 年以降の文献をオンザフライ方式で翻訳

2007 年 1 月、韓国特許情報院 (KIPI) は、韓国特許庁 (KIPO) に代わり、K2E-PAT (韓国語から英語への自動機械翻訳) サービスを開始しました。このサービスでは、特許文献、実用新案、韓国語 PCT 公報の翻訳を提供しています。

K2E-PAT では、以下の文献の翻訳が可能です。

特許	未審査の特許公報 (A)	1983 年以降
	審査後の特許公報 (B1)	1979 年以降
	国際出願 (PCT) (A)	1985 年以降
実用新案	未審査の実用新案	
	公報 (U)	1998 年以降
	登録実用新案 (Y1)	1979 年以降
	国際出願 (PCT) (U)	1986 年以降

表 1: K2E-PAT がカバーする文献 (KIPI のご好意により頂いた情報)

残念ながら、補正後の公開特許文献の翻訳は提供できません。

韓国特許の抽象 (KPA) の公開と英語版抽象の公開には多少の時間差 (KPA の場合、マニュアル翻訳のため通常 3 ヶ月) がありますが、K2E-PAT 翻訳は、KIPRIS (KIPO に代わり KIPI が運営する、韓国知的財産情報サービス) に新たに文献が公開されたその日に入手可能です。

#### KIPRIS の機械翻訳へのアクセス

K2E-PAT サービスへは、KIPRIS 検索システムからアクセスします。次の 3 つの方法で翻訳をリクエストできます:

- 「特許検索」データベースからヒットリスト中の「K2E」アイコンをクリック、又は、所望の文献を選択した後に「K2E」アイコンをクリック;
- KPA (韓国特許抽象) データベースからヒットリスト中の「English Fulltext」アイコンをクリック、又は、所望の文献を選択した後に「English Fulltext」アイコンをクリック
- 別個の K2E-PAT インターフェースから

K2E-PAT インターフェースは、「特許検索」データベースと同じ検索領域を有していますが、大きな利点が 1 つあります: 該当する特許に関する重要な情報が、ヒットリストそのものに英語表記された状態で出てきます。全ての文献について、発明の名称の翻訳に加え、韓国語の発明者、出願人、代理人の名称の翻訳が記載されています。

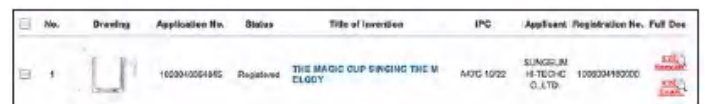


図 1: K2E-PAT インターフェースのヒットリスト抜粋

#### 文献のダウンロード

K2E-PAT インターフェースを用いた検索は無料で、発明者や出願人の名称に関するある程度の情報が得られますが、全文翻訳の場合には有料でのみ利用できます。利用方法は下記から選択できます。

- KIPRIS ウェブサイトから文献を抽出する
- 業者又は EPO に文献を依頼

EPO では、通常、依頼受注から 2 稼働日後に翻訳を用意できます。このサービスについて詳しくは EPO ウェブサイト [www.epo.org/patents/patent-information/east-asian/translation/K2E-PAT.html](http://www.epo.org/patents/patent-information/east-asian/translation/K2E-PAT.html) をご覧ください。

ダウンロードした文献に含まれる情報は以下の通りです:

- 書誌事項
- 抽象
- 明細書
- (KPA のように選択図だけではない) 全図面
- リーガルステータスに関する情報

K2E-PAT の更なる利点は、英訳とオリジナルの韓国語を (行どうしがほぼ対応した状態で) 並列表示できることです。これにより、韓国語テキストそのものにおいて、特に重要な部分を特定して、その部分のマニュアル翻訳を依頼することができます。

## EPO 審査官は中国文献資料にどのよう に対応しているのでしょうか？

EPO 審査官にとって、中国の文献資料は非常に重要な先行技術ソースです。テレコミュニケーションなどの分野で、中国企業による出願が特に活発なため、このような分野において中国の先行技術文献資料が急増しています。中国の非特許文献の量は、特許文献をはるかに上回るペースで増加しており、例えば漢方薬などの領域ではその実在を知る難しさから、各国の特許庁は特有の課題に直面しています。

EPO 審査官はかつて、アジアの文献資料に直面すると、(入手可能な場合は)アブストラクト又は図面に基づいて、或いは、中国語をある程度理解できる他の審査官の力を借りて、文献の関連性を評価していました。文献に関連性があると思われる場合、(サーチレポートに引用されたり、実地審査で使用されたりすることもある)マニュアル翻訳を依頼していました。

現在、EPO 審査官は、定期的に新しいソースが追加されている大量の中国の文献資料に、庁内のデータベースからアクセスできます。英語アブストラクトと図面しか入手できないときもあれば、英語フルテキスト(アブストラクト、明細書、クレーム、図面)を入手できるときもあります。また、審査官は、SIPOやC-PATのウェブサイトから中国特許文献の翻訳にアクセスすることもできます。

また更に、審査官は必要に応じて、マニュアルアシストの機械翻訳サービスを利用できます。翻訳を依頼する前に、審査官には、SIPOやC-PATのウェブサイトにアクセスして、英語アブストラクト、図面、機械翻訳がないかどうかを確認して、その調査や審査にとって翻訳が本当に重要なのかを判断することが求められます。翻訳を依頼すると一特許文献と実用新案に利用できます—中国にある3つの専門企業のいずれかから、通常72時間以内に翻訳が届きます。こうして用意された翻訳は全て、将来の調査のためにEPOのデータベースに自動的に追加されます。

次の点に留意しなければなりません：

一機械翻訳やマニュアルアシストの機械翻訳には、法的な評価がされず、審査官はこれをサーチレポートに引用しない、ということ。この場合、オリジナルの中国語文献のみがサーチレポートに引用され、翻訳文は、調査見解書に添付されたり、審査報告書で参照したりする可能性しかありません。

一特許庁ウェブサイトなどで各国特許庁から入手できる翻訳や、(別々の公報種別コードが付与された)別々の公報として公開されている翻訳は、法的な評価がされるということ。

一マニュアル翻訳には、法的な評価がされるということ。

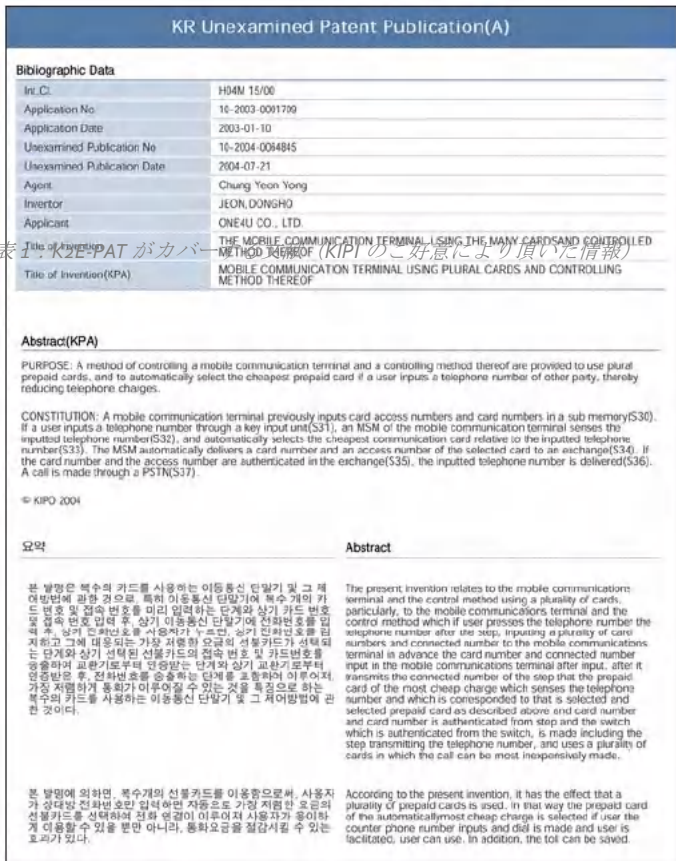


図 2 : K2E-PAT の翻訳の抜粋—オリジナルの韓国語と英訳が並列表示されます。

### EPO の翻訳サービス：マニュアルオプション

例えば K2E-PAT が提供する機械翻訳は、何に関する特許かを知る上で確かに便利ですが、プロの「マニュアル」翻訳に匹敵するクオリティのものは滅多にありません。例えばクレームを緻密に分析する際、韓国語の内容を緻密かつ正確に翻訳することが不可欠な場合が多々あります。私達はこれに鑑みて、韓国特許文献のマニュアル翻訳の提供を今春から開始する予定です。

いかがでしたか？EPO の新しい翻訳サービスについて、又は、K2E-PAT 機械翻訳サービスについて、もっと詳しく知りたい方は、お気軽にアジア特許情報チーム (Asian patent information team) まで、電話又は E メールでご連絡ください。連絡先は下記の通りです。

電話：+43 52126 4545  
E メール：asiainfo@epo.org.  
オンライン：

[www.epo.org/patents/patent-information/east-asian.html](http://www.epo.org/patents/patent-information/east-asian.html)。

### 便利なリンク

KIPRIS の特許検索データベース：

<http://patent2.kipris.or.kr/pateng/searchLogina.do?next=ItemSearch>

KIPRIS の K2E-PAT インターフェース：

<http://k2epat.kipris.or.kr/k2epat/searchLogina.do?next=ItemSearch>

## アジアのニュース

マレーシアの PCT 国内段階移行に関する情報が WIPO の Patentscope 検索サービスに追加されました。

Patentscope では現在、42 ヶ国の PCT 国内段階移行に関する情報をカバーしており、最近追加された、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)、ベラルーシ、ハンガリー、ユーラシア特許機構 (EAPO) からの情報も含まれています。

WIPO の Patentscope はこちら: [www.wipo.int/pctdb/en/searchadv.jsp](http://www.wipo.int/pctdb/en/searchadv.jsp)  
更に詳しい情報は: [www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2009/news\\_0010.html](http://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2009/news_0010.html)

中国の改正施行規則と審査ガイドラインが 2010 年 2 月 1 日から実施されています。

2009 年 10 月 1 日から実施されている新しい中国特許法に基づいて改正された施行規則と審査ガイドラインが承認され、公開されました。

この施行規則では、中国国内で完成した発明を外国出願する前に出願人に課せられる、SIPO の新しい「秘密保持」又は「機密性」の審査をはじめ、中国特許法の特定の側面について更に詳細に扱っています。秘密保持審査請求から 4 ヶ月経っても秘密保持審査に関する通知が届かなかった場合、出願人は外国出願を行うことができます。申請があった場合、秘密保持審査を 2 ヶ月以内に終了させることもできます。

この規則はまた、出願要件の詳細も含んでおり、特に意匠の場合、今後は意匠の簡単な説明が必要になります。更に、特許の場合、出願人が登録日までに納付する必要があった特許年金がなくなります。

改正審査ガイドラインでは、特許法とその施行規則の変更に合

わせて、特許の出願と審査に関する基準に幾つかの修正がなされています。

この施行規則と審査ガイドラインは、SIPO ウェブサイトに掲載されています(現時点では中国語のみ):

— 施行規則:  
[www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf](http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf)  
— 審査ガイドライン:

[www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf](http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zlsqzn/sczn2010.pdf)

韓国の意匠法が改正されました。

改正韓国意匠法施行規則が 2010 年 1 月 1 日から実施されています。この改正は、2010 年 1 月 1 日以降に出願された全ての意匠出願に適用されます。

主な変更点には、分類方式の改正、三次元図面の許可、無審査の意匠出願に適用される物品カテゴリーの増加が含まれます。

出典:法制処(韓国語のみ):  
[www.law.go.kr/LSW/lSsc.do?menuId=o&p1=&query=%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8&x=o&y=o](http://www.law.go.kr/LSW/lSsc.do?menuId=o&p1=&query=%EB%94%94%EC%9E%90%EC%9D%B8&x=o&y=o)

TIPO の早期審査手続の改正が実施されました。

台湾特許庁 (TIPO) の場合、特許審査ハイウェイ (PPH) 制度に従って、特許審査をスピードアップさせるための独自の手続手順があります。台湾は現在、その他外国の特許庁の PPH 協定には加盟していませんが、出願人は、台湾以外の国で最近公開されたか又は近々公開予定の出願の関連出願を TIPO に提出することができ、これにより、審査手続のスピードアップを図っています。1 年の試用期間を経て、TIPO は早期手続に大幅な改正を導入しました。この改正は 2010 年 1 月 1 日



[www.tipo.gov.tw/ch/News\\_NewsContent.aspx?NewsID=4269](http://www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=4269)

から実施されています。

この早期審査手続の改正に関する詳しい情報は、下記 TIPO の英語ウェブサイトをご覧ください:  
[www.tipo.gov.tw/ch/News\\_NewsContent.aspx?NewsID=4269](http://www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=4269)

中国ではオンライン出願が主流に?

最新の統計によると、SIPO は、特許、実用新案、意匠の全出願件数の 7% にあたる 64809 件の出願をインターネット出願システム経由で受け付けました。これは、2008 年のオンライン出願件数の 3 倍の数字です。

SIPO のインターネット出願システムは、2004 年に導入されました。それ以来、システムの利便性の改良が重ねられ、出願人がインターネット出願しやすくなりました。

更に詳しくはこちらをご覧ください:  
[www.chinaipr.gov.cn/policy/statistics/600203.shtml](http://www.chinaipr.gov.cn/policy/statistics/600203.shtml)

[www.tipo.gov.tw/ch/News\\_NewsContent.aspx?NewsID=4269](http://www.tipo.gov.tw/ch/News_NewsContent.aspx?NewsID=4269)

インド特許庁が工業デザインに関する情報冊子を発行しました。

この冊子には、意匠登録に関する情報の概要が記載されており、特に 2008 年 6 月から実施さ

れているインドの工業意匠規則の改正を取り上げています。

この文献は IPIndia ウェブサイト [http://ipindia.nic.in/ipr/design/Design\\_RegistrationBooklet/RegistrationBooklet\\_05February2010.pdf](http://ipindia.nic.in/ipr/design/Design_RegistrationBooklet/RegistrationBooklet_05February2010.pdf) から PDF でダウンロードできます。

TIPO の英語版データベースでは、中国名称を西洋化するための標準化システムを使用しています。

2009 年 7 月 16 日以降に公開された特許出願と 2009 年 6 月 11 日以降に登録された意匠から、TIPO の英語版データベースでは、中国本土でも標準的な Hanyu Pinyin 標準化フォーマットを使用して、出願人と発明者の名称を記載するようになりました。これで、中国の言語地域を問わず、中国出願人の英語名称を特定しやすくなります。

TIPO の TWPA データベース英語版は <http://twpat.tipo.gov> でご覧になれます。

アジアのニュースは <http://eastmeetswest.europeanpatent-office.org/news> で更に詳しくご覧になれます。

## “East meets West”

アジアの特許情報ユーザーの交流会が2010年4月22日から23日にかけて、オーストリアのウィーンで開催されます。



今年のアジア特許情報フォーラムでは、アジアの特許データの蓄積の進展と、アジアの特許データの蓄積を幅広く利用できるようにする上で、特許庁や特許業者、特許情報ユーザーコミュニティが担う役割を実感できることでしょう。このフォーラムでは、最近のインド特許情報の発展にも焦点を当てるとともに、マレーシアの特許制度について出席者への説明も行う予定です。議論のトピックとしては、Common Hybrid Classification プロジェクト、アジアのリーガルステータス、言語横断検索、伝統的知識、新しい中国特許法などが考えられます。East meets West の前段階として、EU と中国の IP 保護に関する連携に関する IPR2 関係者説明会に East meets West の出席者が招かれます。

East meets West について詳しくは [www.epo.org/about-us/events/emw2010.html](http://www.epo.org/about-us/events/emw2010.html) をご覧ください。

IPR2 プロジェクトと関係者説明会の詳細は

[www.ipr2.org/stakeholder](http://www.ipr2.org/stakeholder) でご覧になれます。

## IPscore—特許ポートフォリオ解析

IPscore は、EPO が提供する、ポピュラーな無料特許ポートフォリオ解析ソフトウェアです。EPO ウェブサイトでは現在、IPscore の新版をダウンロードできます。

新版には以下の改良が加わりました：

- 解析プロセス（ワーディング、スコアリング、可能性/リスク評価）の一部であるシステムによって、ユーザーは質問を付加できます。
- 質問の数を調節できます。
- （例えば、特定の目的や、製造業、サービス業者、技術移転機関といったユーザータイプに合わせた）カスタマイズが可能になりました。

た。新しいインポート/エクスポート機能を使用しながら、ユーザーグループでこのカスタマイズについて議論やテストを行うことができます。

- データ（＝評価済の特許）のインポートとエクスポートにより、簡単にデータの交換や、IPscore の最新バージョンへのアップロードができます。
- （幾つか制限がある）MS アクセスなしで IPscore を利用できる、IPscore のランタイムバージョンを入手できます。
- その他の特許の評価を 1 つのリーダーチャートにまとめることができるので、特許どうしを比較したり、評価プロセスのクオリテ

ィを向上させたりできます。

EPO ウェブサイトの IPscore のページには

- IPscore ソフトウェア用のダウンロードエリアへのリンク
- 特許の評価に関するオンラインプレゼンテーション ([www.epo.org/patents/learning/e-learning/business-commerce/ipscore.html](http://www.epo.org/patents/learning/e-learning/business-commerce/ipscore.html))
- IPscore 研修に関する情報が掲載されています。

詳しくは [www.epo.org/ipscore](http://www.epo.org/ipscore) をご覧ください。

### データフォーマット

## PDF/A 間もなく導入：

## 新しい PDF アーカイブフォーマット 2010 年 4 月より開始

欧州特許庁では現在、特許文献を PDF フォーマットで公開していますが、第 14 暦週目（公開日が 2010 年 4 月 7 日）からは、ISO 標準の PDF/A フォーマットで特許文献を公開する予定です。esp@cenet サービスでは（特許文献をファクシミリ文書から動的に生成するので）PDF 文書がありません。

したがって、新しいフォーマットによる変更は全くなく、ユーザーの皆様に違和感もないでしょう。

Publication Server のユーザーの皆様や、ESPACE EP ディスクや生データサービスをご利用の皆様でも、目を凝らさない限り、PDF フォーマットが少し変わっていることには気付かないはずです！

### そもそも PDF/A って何？

PDF/A は、長期的な信頼性と、スクリーンやプリンタでの PDF 文書の再現性を考慮して開発された ISO 標準（ISO 19005-1）です（「A」

は archive の A です）。Adobe で PDF フォーマットに変更を加えることはいつでもできるのですが、PDF/A フォーマットは、国際的な独立委員会により保護されており、いかなる変更も共同規約において記録及び反映されます。

PDF/A は、全く新しいものでも、互換性のない PDF フォーマットというわけでもありません。PDF/A は、PDF の Version 1.4 がベースになっているので—Acrobat Reader は勿論のこと—PDF 文書を表示しプリントできるあらゆるプログラムが、PDF/A 文書に対応しています。

### PDF/A の利点

PDF/A フォーマットは、デジタル文書をいつまでも確実に再現できるように設計されています。これにより、PDF/A 文書の内容についての情報を示すメタデータを格納できるようになります。メタデータは一例えば公開番号、出願人、国

際特許分類—などの検索情報を提供する検索エンジンには非常に有用です。欧州特許庁は加盟国と連携して、ドキュメントに存在する様々なメタデータの場所を詳細に設定する PDF/A プロファイルを開発しています。

詳しくは [www.epo.org/patents/patentinformation/european-patentdocuments/announcements.html](http://www.epo.org/patents/patentinformation/european-patentdocuments/announcements.html) 又は [www.pdfa.org](http://www.pdfa.org) をご覧ください。

## ユーザーの声で できた GPI

EPO の新しい Global Patent Index (GPI) サービスが、2010年1月から完全通常生産されています。初回試作版から製品版に至るまで、既存製品のユーザーは GPI 開発の鍵でした。

### 3段階の試作と試験

第1段階— 第1段階では、選定した少人数のユーザーグループにお願いして、GPI データベースの試作版の試験を行いました。テスターは、多大な労力を注いでソフトウェアを構築し、データベースに手動でアクセスしなければなりません。また、この時点では、検索範囲の拡大縮小といった変更を常に行っていました。

第2段階— 次に、規模を拡大したボランティアグループ—主に ESPACE 製品のユーザーが加わって試作を行いました。これ以降、サービスの変更は随分減り、自動的にソフトウェアをインストールしたり文書を入手したりできるようになりました。しかし、データベ

ースのアップデートは依然として不定期的でした。第3段階— 最後に、通常の製品環境を想定した、完全公開の試験を大々的に実施しました。このとき、数百人の熱心なユーザーが参加してくれました。

### フィードバック

EPO の開発チームとテスターは絶えずコンタクトをとっていたので、常に安定したフィードバックが得られ、様々な提案を素早く実行に移すことができました。実施したオンライン調査の結果詳細は [www.epo.org/gpi](http://www.epo.org/gpi) の "Technical details" からご覧になれます。

### ユーザーに好評だった点：

- データのカバー範囲が広い
- 検索能力が高い
- 表示と出力をカスタマイズできる
- 「最新の社内システムや市販のシステムに対応した、ユーザーフレンドリーで実用的な検索ができる製品です。個人的には、これが調査業界全体のクオリティ向上に繋がると思います。」

- 「とてもシンプルの上に、サーチャーにとって頼もしいツールです。」
- 「この製品は業界の常識になるかもしれません。」

### ユーザーに不評だった点：

- 図面の表示スピードが遅い
- リーガルステータスなどの外部データの表示スピードが遅い
- 「少なくとも2倍のスピードで動作するようにしてください。」
- 「図面に改善の余地があります。」
- 「フルテキストもあれば、これまでにない最高のデータベースになるはずです。」

### 次のステップ

技術的や金銭的に可能なフィードバックの分析は概ね終了しました。EPO では現在、外部データに迅速にアクセスできる方法を研究中です。

### 間もなく導入

GPI サービスにアクセスするためのブラウザインターフェ

ースが、外部試験の初期段階にあります。4月/5月には、第2段階に入る予定です。

EPO ウェブサイトよりテストグループに参加してあなたのご意見をお聞かせください。

どうぞよろしくお願いたします！

この度の試作と試験に参加して下さった皆様へ、EPO から御礼申し上げます。皆様の協力が支えられて、GPI サービスが出来上がりました。この新サービスの改善のために、引き続きコメントと提案をお願い致します。

GPI は、ESPACE ACCESS、ESPACE FIRST、ESPACE EPC、ESPACE WORLD の後継です。

Global Patent Index について詳しくは [www.epo.org/gpi](http://www.epo.org/gpi) をご覧ください。

## 特許統計

### 広域特許統計

Corporation Invention Board では最近、技術のグローバル化の特性とその程度のモニタリングを行うための新しいウェブサイトを開発しました。

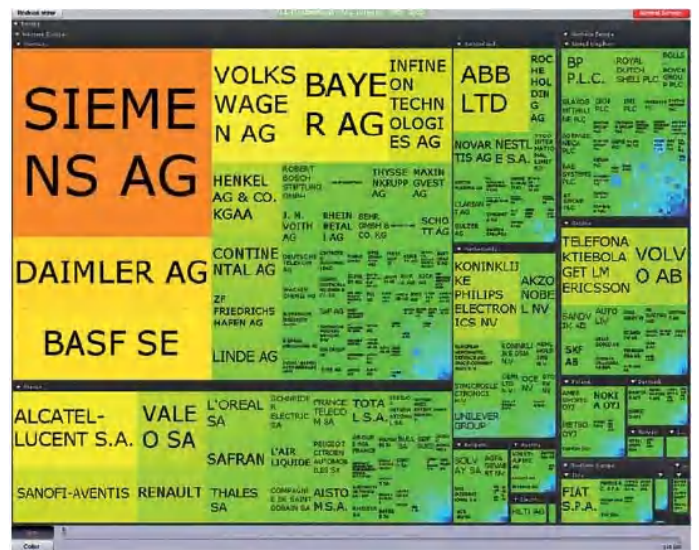
Corporation Invention Board のウェブサイトでは、EPO の Patent Statistical Database (PATSTAT) を使用して、工業分野における世界的な特許ポートフォリオの経時変化を追跡及び解析できます。これにより、特許権により保護されている発明がどこで生まれたかの地理的な特定も可能です。

このウェブサイトでは、特許出願における世界的リーダーを工業分野、技術分野、地域別に格付けしたページも掲載しています。

ユーザーは、ツリーマップで視覚化したページにより、検索対象と様々な検索条件を擦り合わせ、これを選択したり組み合わせたりできます。例えば研究開発 (R&D) 責任者であれば、自分達のグループや競合相手の動向を視覚化でき、公共政策立案者であれば、自分達の関与している領域を解析できます。

Corporate Invention Board は、フランスを拠点とするプロジェクトで、IFRIS (Institut Francilien Recherche, Innovation et Société) と ESIEE Management business school for technology のコンソーシアムの一環です。

ウェブサイトは [www.corporateinventionboard.e](http://www.corporateinventionboard.e)



Corporate Invention Board のツリーマップ：  
本社所在地による欧州企業の優先権出願  
出典：Corporate Invention Board



## 改正 IPC 2010.01

最新の国際特許分類（IPC-2010.01）が 2010 年 1 月 1 日から適用されています。

IPC-2010.01 で導入される変更は、WIPO の IPC ウェブサイト [www.wipo.int/classifications/ipc/ipc8?lang=en](http://www.wipo.int/classifications/ipc/ipc8?lang=en) の "Compilation" タブからご覧になれます（図 1 を参照）。

WIPO では、変更の特徴を示すために以下のタグを付けています。

- N—新規事項
- D—削除事項
- C—技術的範囲にかかる、すなわち再分類も含めた変更事項
- M—「メンテナンス」—形式変更（以下を参照）—
- U—変更なし

以下のどの IPC プロジェクトがそれぞれの変更に繋がっているかを示します。

### 改正プロジェクト (Cプロジェクト)

このプロジェクトには、事項の技術的範囲にかかる変更が含まれているため、再分類も含まれます。この変更には、(サブ)クラスの数も含まれていますが、上記 IPC ウェブページの RCL (revision concordance list) タブからリストを入手できます（図 2 を参照）。

### 残余メイングループ(99/00)

改正 IPC の特徴の 1 つとして挙げられるのが、全てのサブクラスに（標準）残余メイングループ、すなわちサブクラスタイトルの技術的範囲が既存のメイングループに包含されない場合のグループが設けられることです。これら残余メイングループは通常、後尾に「99/00」が付いた分類記号を有しています。IPC-2010.01 では、幾つかの残余グループが追加されます。

### メンテナンスプロジェクト (Mプロジェクト)

WIPO と連携して行われた IPC メンテナンスプロジェクトの結果、幾つかのグループについて、わかり易くなるように表現が改められました。対象となるグループ又はその他のグループの技術的範囲には、この変更による影響は全く無いので、再分類の必要はありません。



図 1 : WIPO ウェブサイトの IPC 改正のまとめ

図 2 : 改正コンコードダンスリスト (IPC)

### 参考文献 (informative references) の削除

M プロジェクトの改正の多くは、IPC スキームから参考文献を削除するプロジェクトからも派生しています。改正 IPC のとりわけ大きな特徴の 1 つとして挙げられるのが、検索対象の文献リストを伴った IPC スキーム自体の改良と並行して行われている、定義 (D レイヤー) の利用です。これにより、IPC スキームには引用文献 (limiting references)、すなわち関係するグループの技術的範囲に直接影響を及ぼす文献のみを記載することになりました。その結果として、全ての参考文献 (informative references)、すなわち検索目的のみにおいて対象となる文献全てを、徐々に IPC スキームから D レイヤーに移行させることを意図しています。

### 改正 IPC の特許公報への適用

どの知的所有権機関も、公開時に実施されている IPC のバージョンに従って特許文献を公開しなければなりません。2010 年 1 月 1 日以降、EPO が運営している Master Classification Database (MCD) では、2010.01 のバージョンで有効な IPC 記号のみを受け付けています。

### 次のバージョン

IPC 専門家委員会に出席した知的所有権機関間での合意により、2011 年 1 月 1 日以降に IPC の次のバージョンが公開される予定です。つまり、2010 年のあいだに IPC が更に変更されることはありません。Patent Information News 2/2009 でお知らせした通り、WIPO は、現行 IPC における「コアレベル」と「アドバンスドレベル」の区分を廃止し、これを 2011 年から実施する予定です。

### ECLA 分類への影響

EPO は、ECLA 分類記号をなるべく IPC に対応させることを目指しています。したがって、今後数カ月をかけて、ECLA スキームには、IPC の 2010.01 バージョンで導入される変更が徐々に反映される予定です。

## 特許データを利用した技術発展シミュレーション

「特許は、本質的に、技術の進歩を象徴するとともに、その技術が将来どのように発展し活用されるかの推測を示すものでもある。」スウェーデン特許庁の Ervin Dubarić 氏と Dimitris Giannoccaro 氏はこのように述べました。両氏は、技術の将来像を予測しプランニングするための様々な手法やモデルを研究してきた、この分野の第一人者です。

技術予測の手法には、技術予測が S カーブ状になる、ライフサイクルアプローチに基づくものもあります(図 1 を参照)。

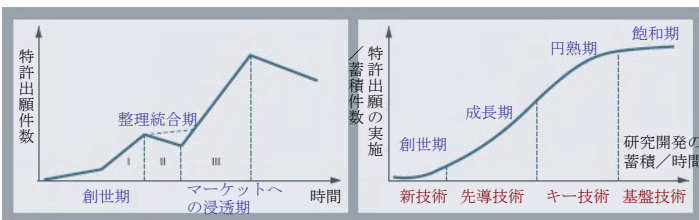


図 1 : 技術ライフサイクルにおける特許活動の理論的發展と、それに対応する S カーブ

その一手法として挙げられるのが、異なる複数の主要経済指標を用いることで知られている特許解析です。私達の研究の目的は、特許出願を利用して、ライフサイクルアプローチを、風力発電技術、マイクロ波を用いた加熱(つまり電子レンジ)、ナノテクノロジーといった、異なる複数の技術分野の発展の研究に適用することです。EPO の ECLA 分類スキームを用いて特許出願をレビューすることで、異なる複数の技術分野の発展についてわかったことがあります。例えば、風力発電技術は既に市場に浸透しており、将来的には円熟期に入ることが明らかになりました(図 2 を参照)。

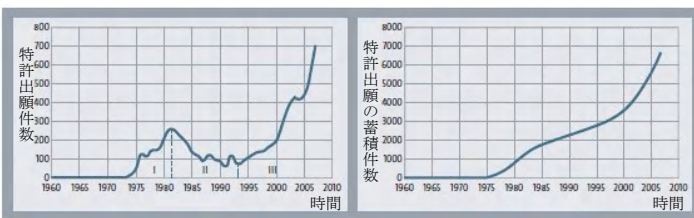


図 2 : ECLA 区分が F03D の技術発展とそれに対応する S カーブ

この作業により更に、風力発電技術の異なる 3 つのサブセグメント(ロータ式、変動制御式、ピッチ制御式)それぞれの技術動向が明らかになりました。この動向解析に基づいて、変動制御式の技術において、他の 2 つの技術を上回る研究開発の取組みがなされている、という結論に至りました(図 3 を参照)。

最も一般的な技術予測モデルが「ロジスティック成長曲線」です。図 4 は、風力発電技術のロジスティック成長のシミュレーションを示しており、実際の特許出願の累積件数が点、S カーブシミュレーションが線で示されています。

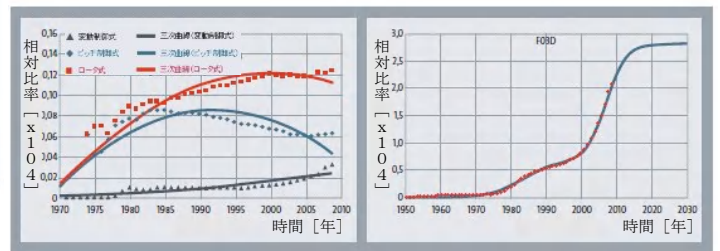


図 3 (左) : 風力発電に関する全ての特許出願に対する、それぞれの技術分野の特許出願の相対比率

図 4 (右) : 風力発電技術 (F03D) の S カーブシミュレーション

この研究は更に、特許情報の重要性和、ビジネスインテリジェンスや技術予測のツールとして特許情報をいかに活用できるかということも示しています。しかし、戦略的な研究開発投資の判断を行うには、特許データなどの技術的事項だけではなく、市場の需要も考慮に入れなければなりません。

Ervin Dubarić 氏と Dimitris Giannoccaro 氏には、書面で連絡できます。  
 ervin.dubaric@prv.se and dimitris.giannoccaro@prv.se.

### 公報コーナー

「公報コーナー」は Patent Information News の定期的な記事で、読者に EPO 公報についての統計および一般情報を提供します。

- EP-A1: サーチレポート付きで公表された欧州特許出願
- EP-A2: サーチレポートなしで公表された欧州特許出願
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書

注記: 表には、PCT ルート経由で出願された欧州特許出願 (欧州特許 PCT 出願) の統計は含まれていません。これらは WIPO から発行されており、英語、フランス語またはドイツ語以外の言語で存在しない限り、EPO では入手できません。

現在、全欧州特許出願の約 70% がユーロ PCT 出願です。

#### 欧州特許公報 2010年1月～3月

	2010年の週平均	2010年1～3月の合計	2009年からの変化
<b>EP-A公報</b>			
EP-A1	818	10,638	-4.8%
EP-A2	324	4,210	-14.8%
EP-A1 + A2の合計	1,142	14,848	-7.9%
A1+A2の合計に占める EP-A1の割合	65.1%		3.3%
EP-A3	321	4,175	-10.4%
<b>EP-B公報</b>			
EP-B1+B2	1038	13,500	-0.5%

## 日本での高官会議、PATSTAT について 議論

PATSTAT (EPO Worldwide Patent Statistical database) は、世界中のサーチャー、エコノミスト、イノベーション政策分野に携わるアドバイザーに利用されている、EPO が提供する新製品の 1 つです。

PATSTAT は、JPO と経済産業省のオブザーバーの立会いのもと、日本の第一線で活躍する特許専門家らが出席して日本国特許庁で行われた調査委員会をはじめとする、今年 1 月に東京で行われた一連の会合の議題に上りました。

日本の持続的な経済成長に向けた出願人の出願動向調査に焦点を当てた今回の会合では、次の 3 つのプレゼンテーションが取り上げられました。

- ハイテクセクターに見る特許：4 つのセクターの国際比較
- 日本の特許事務所における特許化の実証的研究：量から質への転換
- 日本におけるソフトウェア特許とそれがソフトウェアイノベーションに与える影響

国際的に活躍するエキスパート 2 人パリの OECD から Dominique Guellec 氏と EPO から James Rollinson を招いて、プレゼンテーションで取り上げられた話題について論評が行われました。James はここで、調査に国際的な視点をプラスするデータソースとして、どのように PATSTAT を使えるかということの説明の機会を得ました。



Dominique Guellec 氏 (前方左) と James Rollinson 氏 (前方中央) を囲んで JPO 職員の皆さん

経済産業研究所主催の別の会合において、Dominique Guellec 氏は、欧州のイノベーションシステムと特許制度の改編について、前 JPO 長官、第一線で活躍する弁理士や特許専門家、日本政府の公正取引委員会委員長をはじめとするオーディエンスに説明しました。

James Rollinson 氏は、欧州で現在進行中の持続性と料金改定についての議論に触れ、EPO は政策を考案、実行して吟味する際の裏付けとなる確かな礎を模索し続けると述べました。James Rollinson 氏は、PATSTAT データベースがこのような礎となり得るソースの 1 つだと考えています。

最後に、知的財産研究所 (IIP) - 1989 年に創設された調査機関 - が、PATSTAT の研修を開催しました。特に興味深かったのは、PATSTAT と IIP 独自の高名な特許統計データベースをリンクさせる、国立政策研究大学院大学教授の鈴木氏自身が開発した手法についての報告でした。

EPO では、PATSTAT ウェブフォーラム (<http://forums.epo.org/patstat/>) に詳細を掲載する予定です。

## 2010 年前半のバーチャルイベント カレンダー

ライブオンラインセッションで EPO に参加してみませんか？

月刊のオンライン特許情報ニュース速報 (30 分毎にセッションが更新されます) が、(8 月と 12 月以外は) 毎月最後の木曜日にアップされます。

また、これから夏期休暇までの間に予定されているバーチャル研修セミナーが盛り沢山です。

詳細と登録は、検索もできる IP カレンダー ([www.epo.org/topics/ip-events/patent-eventsearch.html](http://www.epo.org/topics/ip-events/patent-eventsearch.html)) のページに進み、画面中程の "Online training" を選択して、バーチャルオンラインイベントを絞り込んでください。

更に詳しい情報をご希望の方は、Roland Feinäugle 宛てに [pittraining@epo.org](mailto:pittraining@epo.org) からご連絡ください。

特許解析論について、あなたがずっと知りたかったことの全てがここに

勿論「全て」とまではいなくても、この新「特許解析論」セミナーでは、少なくとも数多ある公共機関や業者から入手できるものに対する洞察力が得られるはずだ。

2010 年 5 月 10～12 日にかけてウィーンで開催されるこのセミナーの詳細と、登録フォームは <http://application.epo.org/ipcal/event.php?id=5214> まで。

### その他のニュース

## World Patent Information 誌

国際的ピアレビュー誌である World Patent Information 誌の最新号 (通巻第 32 号、2010 年第 1 号) の電子版と紙面版がこの程発刊されました。記事のトピックは下記の通りです：

USPTO Patent Citation Network のプロパティ：1963 年～2002 年

テキスト、テキスト以外のものを含まないフルテキスト：パート 1 - 特許文献と general search 関連製品の文字情報作成のスタンダード

最先端の特許情報と、インテリジェント特許インフォマティクスの来るべき進化に関するレビュー

鏡や壁面鏡にも。超親水・吸水性、高さ 2 ナノメートル：均一触媒の検索のためのストラテジー、手法、ツール - EPO パースペクティブ (Part

1 - 序章と特許について)

スペイン経済の躍進に向けた技術と工業化：特許に基づく新しい兆候

編集者の Mike Blackman は、本誌に掲載する候補記事を受け取ることができ、常々感謝しています。Mike Blackman への連絡は [mblackmanwpi@tiscali.co.uk](mailto:mblackmanwpi@tiscali.co.uk) まで。

最新記事は、本誌ウェブサイトの 'Articles in Press' でご覧いただけます。

本誌について詳しくは [www.elsevier.com/locate/worpatin](http://www.elsevier.com/locate/worpatin) まで。コンテンツリストやアブストラクトもご覧いただけます。

重要な電話番号

esp@cenet ヘルプデスク  
Tel.: +43 1 52126 4051  
Fax: +43 1 52126 4533  
e-mail: espacenet@epo.org

電子出版物相談

Tel.: +43 1 52126 2411  
Fax: +43 1 52126 2492  
e-mail: epal@epo.org

INPADOCヘルプデスク

Tel.: +43 1 52126 115  
Fax: +43 1 52126 3292  
e-mail: inpadoc@epo.org

アジアの特許情報

Tel.: +43 1 52126 4545,  
Fax: +43 1 52126 4197,  
e-mail: asiainfo@epo.org

研修

Tel.: +43 1 52126 1043  
Fax: +43 1 52126 4533  
e-mail: training.vienna@epo.org

定期購読

Tel.: +43 1 52126 4546  
Fax: +43 1 52126 2492  
e-mail: subs@epo.org

刊行物

Tel.: +43 1 52126 4548  
Fax: +43 1 52126 2491  
e-mail: docdeliv@epo.org

オペレータ電話

Tel.: +43 1 52126 0

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。

Tel.: +49 89 2399 4636,  
e-mail: info@epo.org

## EPO 特許情報会議 2010 in スイス

EPO 特許情報会議 2010 が、10月19～21日にかけてスイスのローザンヌにあるボーリュ会議センター (Beaulieu conference centre) (www.beaulieu.org) で開催されます。

www.epo.org/pi-conference にEメールアドレスを登録するだけで、この会議の最新情報をご覧になれます。



## Search Matters 2010 を配信します

EPO が毎年行っている特許検索技能フェアが、4月12～13日に Hague 支局からネット配信されます。Search Matters は、ライブでも、(セミナー後1ヶ月以内なら) いつでも必要などきにご覧になれます。全部で11の講演と4つのワークショップがあります。配信の登録には、

150ユーロがかかります。登録ページ

[http://application.epo.org/ipcal/i\\_event.php?id=5116](http://application.epo.org/ipcal/i_event.php?id=5116) までどうぞ

## EPO data in depth - ニュースレターの追補版をご覧になれます。



この Patent Information News は、EPO data in depth と一緒に発行されています。EPO data in depth は、EPO データベースの最新情報を詳細に掲載している常設の追補版で、データ生成の方法に関する予備情報も併せて掲載されています。

この追補版は、電子版でのみご覧頂けます：  
[www.epo.org/about-us/publications/patent-information/news/2010.html](http://www.epo.org/about-us/publications/patent-information/news/2010.html)

## ディジションメーカーのための特許解析会議

OECD、Dime、EPIP、Eurostat、JPO、NSF、USPTO、WIPO、EPOの第一線で活躍する特許解析エキスパートの協力のもと開催される今回の会議は、2010年11月17～18日にかけてウィーンで行われます。現在、一般公募を受付中です。

詳しくは、

[www.epo.org/about-us/events/patstat.html](http://www.epo.org/about-us/events/patstat.html) をご覧ください。

### 発行情報

発行者: Richard Flammer  
編集者: D. Shalloe, K. Maes,  
寄稿者: Sue Ashpittel (英国図書館)、  
Nigel Clarke, Roland Feinäugle, Valérie Gray、Eva Klein-Götzlinger、Patrick Le Gonidec, Davide Lingua, Katharina Maes、Véronique Rogier、Daniel Shalloe, Vesna Vajsbaher  
デザイン: Atelier 59

### Patent Information News

発行元  
欧州特許庁  
ウィーン支局  
特許情報局  
Rennweg 12, 1030  
Vienna, Austria  
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしも EPO の見解ではありません。

EPO. ESPACE, esp@cenet および epoline は登録商標です。  
ISSN 1024-6673